

「電話代が
安く
なります！」

電気通信サービスに関する 勧誘トラブルにご注意!!



ほんとに?

●トラブル相談事例●

大手電話会社を名乗るところから「通信料を安くするお得なプランのご案内です」と電話があったが、説明がよく分からなかったので「いいです」と言って断った。しかし後日自宅に知らない会社から「契約に関するお知らせ」という通知が届いた。契約した覚えがなく納得できない。

ポイント①

契約内容をキチンと確認!!

- 電話勧誘では、自分がどこの事業者と何の契約をしているのか不明な場合が多いです。勧誘をされてもすぐに了承せず、**契約（プラン）内容や利用料金、解約条件等を確認するようにしましょう。**
- 単に「安くなる」という勧誘内容でも、実際は多数のオプションもついているなど複雑でわかりにくい契約であることも多いです。**ご自分の利用環境や目的に照らして、必要性を十分に検討しましょう。**

ポイント②

必要がなければはっきり断る!!

- 勧誘を受けた際、口頭による承諾でも契約は成立します。また、「いいです」「結構です」というようなあいまいな返事をする、事業者には「承諾した」と受け取られる場合もあります。**必要がなければ、「必要ありません」ときっぱりと断りましょう。**
- 電話勧誘を避けたい場合は、自宅固定電話をナンバーディスプレイにしたり、留守番電話サービスを利用したりすることも効果的です。



★初期契約解除とは？ ～契約書面は受領後必ずすみやかに確認！～

電気通信事業法において、契約書面の受領日を初日とする 8 日が過ぎるまでの間は、相手方である電気通信事業者の合意なく、利用者の都合のみにより契約解除できるとする制度です。これにより解除した契約では、解約に伴う違約金は請求されませんが、場合によっては、サービス利用料や工事費用等の請求を受けることもあります。**契約解除できるかどうかについて、契約書面の確認が必要です。不安な時は、すぐに消費生活センターに相談しましょう！**

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金（祝日は除く）午前9時～午後4時

田村市役所
3階
生活環境課内